

# 既存浄化槽の撤去時の清掃等について

(建物所有者及び施工者の皆様方へ)

既存の浄化槽を撤去する場合は、槽内の汚泥の汲取り・清掃・消毒を行う必要があります。浄化槽の維持管理を行っていた浄化槽清掃業者に連絡し適正な処理を行ってください。

なお、浄化槽内に残存している汚泥を除去せずそのまま地下浸透させる行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条に違反する行為（不法投棄）となり、5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金（法人の場合は、3 億円以下の罰金）に処せられます。

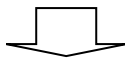
浄化槽内の水が汚れていなくても、最終清掃（汲取り・清掃・消毒）が必要です。必ず撤去前に、最終清掃が済んでいるか浄化槽清掃業者に連絡し確認してください。

## 浄化槽撤去の手順

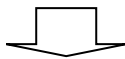
1. 維持管理を行っている浄化槽清掃業者へ連絡

※ 必ず数日前に連絡し浄化槽清掃業者と日程を調整してください。（汚泥の受け入れ先に制限があるため、直前の連絡では対応できません。）

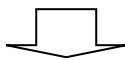
また、使用休止中や維持管理を行っていない浄化槽についても必ず浄化槽清掃業者へ依頼する必要があります。



2. 浄化槽清掃業者による汲取り（清掃）



3. 浄化槽の消毒（汲取り後に浄化槽内を消毒する）



4. 浄化槽を撤去後、廃棄物処理業者へ処分依頼

※浄化槽清掃業者については、裏面を参照してください。

なお、浄化槽清掃業者が分からない場合やご不明な点がございましたら鹿兒島市環境保全課環境保全係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

鹿兒島市 環境保全課 環境保全係

TEL 099-216-1291

## 鹿児島市浄化槽清掃業者

### ●吉田支所の管内

業 者 名	営業所の所在地	電話番号
始良衛生(有)	始良市平松 7 4 3 3 - 5	0995-65-2383

### ●桜島支所管内の一部（※1）

業 者 名	営業所の所在地	電話番号
(有)桜島清掃社	桜島松浦町 1 - 2	293-2146
(有)下町産業	新栄町 2 5 - 9	257-0707
(有)上町浄化槽管理センター	吉野町 7 0 3 4 - 1 2	243-8781

(※1)：桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町

### ●郡山支所・松元支所の管内

業 者 名	営業所の所在地	電話番号
吉村興業(株)	日置市伊集院町徳重 3 5 2	099-273-2528
(株)文化社	新栄町 2 2 - 2 6	256-0075

### ●喜入支所の管内

業 者 名	営業所の所在地	電話番号
(協)薩南浄水管理センター	指宿市東方字本村西 1 0 4 7 3 - 3	0993-22-5110
(有)有田産業	東開町 1 4 - 3	266-0606

### ●本庁・吉野支所・伊敷支所・谷山支所管内および桜島支所管内の一部（※2）

業 者 名	営業所の所在地	電話番号
(株)文化社	新栄町 2 2 - 2 6	256-0075
(有)鴨池興業	吉野町 6 8 5 7 - 1	295-7203
(株)クリーン産業	新照院町 1 9 - 2 5	226-4540
(有)大竜産業	吉野町 1 1 3 9 0 - 5	243-1790
(有)鹿児島清掃	山田町 1 6 4 9 - 1	801-3787
(株)南光産業	宇宿 2 丁目 2 3 - 1 4	254-6952
(株)サニタリー	東谷山 5 丁目 2 0 - 1 1	268-2014
(有)下町産業	新栄町 2 5 - 9	257-0707
(有)上町浄化槽管理センター	吉野町 7 0 3 4 - 1 2	243-8781
(有)山田産業	東開町 3 - 7 8	260-7500
(有)有田産業	東開町 1 4 - 3	266-0606

(※2)：野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町